

「合理的配慮の提供について」

各学校では普段より障害の有る無しにかかわらず、一人一人の児童生徒が十分に教育が受けられるよう細かな配慮をし、学力の向上に取り組んでいます。また、障害や怪我等により、通常に学習をすることに困難を生じる児童生徒に対しては、その児童生徒の困難さに応じて一番良いと思われる方法を職員全員で考え行っております。

平成28年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され公的機関において、障害を理由とする不当な差別的取扱が禁止されるとともに、合理的配慮の提供が義務となりました。

障害者差別解消法とは、全ての人々が障害の有無にかかわらず、お互いに尊重しあいながら共に生きる社会を目指すものです。そして各学校においては、「障害者差別解消法」の施行を受け、障害のある子どもが、他の子どもと平等に「十分な教育を受ける」ことができるようにきめ細かな配慮（合理的配慮）に努めることとなりました。

今までも障害のある児童生徒に対しては一人一人に応じてもっともよいと思われる方法を校内で話し合い実施しておりますが、今回大きく変わったところは、障害のある本人・保護者からの申し出により、その内容を学校（教育委員会）で十分に検討をし、本人・保護者・学校（教育委員会）が実際にできる支援について十分に話し合い、お互いに同意したものについて支援をするというところです。

また、合理的配慮は制度的に決まった内容があるものではなく、学校や市町のおかれた状況により異なってくるものです。

また、各学校では、本人・保護者からの申し出がなくても、今迄どおり本人に一番よいと思われる方法を話し合いながら行っていますが、なにかお困りのことがありますたら、遠慮無く、各学校又は神崎町教育委員会 学校教育係 72-1601 までご相談ください。

1 障害者差別解消法とは

平成25年6月19日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。これにより、本法が施行される平成28年4月1日以降、地方公共団体（公立学校を含む）においては、障害者に対して、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、合理的配慮の提供が法的義務となりました。

2 合理的配慮とは

「合理的配慮」とは、障害のある子どもが他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、下記の内容とされています。

- (1) 学校の設置者及び学校が必要かつ適切な変更・調整をおこなうこと
 - (2) 障害のある子ども一人一人の状況に応じて、個別に必要とされるもの
 - (3) 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの
- （千葉県教育委員会の資料より）

3 学校における合理的配慮例

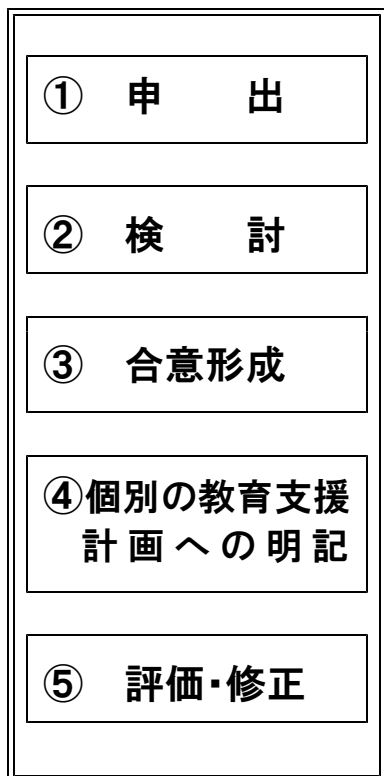


時間の概念をもつことに障害のあるお子さんにはタイム・タイマーで時間を視覚的に分かりやすくします。

友だちの気持ちを考えることに障害のあるお子さんにはシンボルマークを示して、気持ちに気づきやすくします。

- 視覚障害のあるお子さんには、弱視レンズを活用していただいたり、座席を前にしたりします。
- 先の見通しをもつことに障害のあるお子さんには、一日の見通しがもちやすいように個別に学習の順序を示して、見通しをもちやすくします。
- 病弱で、他のお子さんと同じように運動することができないお子さんには、そのお子さんができる運動を相談しながら決めます。
- 肢体に障害があり車いすを利用しているお子さんには、車いすの目線に合わせた掲示物の配置をします。

4 合理的配慮提供までの流れ



- ①障害者差別解消法においては、合理的配慮の提供について、本人や保護者からの申出（意思の表明）が前提となっています。学校に合理的配慮の提供を求める場合には、学校（学級担任）へお申し出ください。
- ②「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」については、一律の基準はなく、学校の設置者及び学校が、体制面・財政面等を勘案しながら、代替案を含めて、個別に検討します。
- ③合理的配慮の決定については、本人・保護者へ情報提供を図りつつ、可能な限り合意形成を図った上で決定していきます。
- ④決定された合理的配慮については、個別の教育支援計画に明記し、個別の指導計画にも活用していきます。また、移行時においては、学校間等の情報の引継ぎを保護者の同意を得つつ丁寧に行い、途切れることのない支援を提供します。
- ⑤十分な教育を受けるために提供できているかという観点から、校内委員会等を活用しつつ定期的に評価し、必要に応じて見直し修正していきます。